

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

◇ イノベーションボックス税制

Q : イノベーションボックス税制が今年度から始まっているようですが、どのような制度ですか？

A : 次のような制度です。

【解説】

令和7年度税制改正で新たに創設された「イノベーションボックス税制」は、企業が自らの研究開発によって得た特許やAI関連プログラムなどの知的財産から得る利益に対して、税負担を軽くする制度です。

これは、研究開発拠点としての日本の競争力を高めることを目的としており、フランスやイギリスに続くG7で3番目の導入国となります。青色申告をしている法人が対象で、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

具体的には、企業が特許やソフトウェアなどを譲渡・貸付した際に得た所得に「研究開発費割合」を掛けた金額の30%を損金（経費）として計上できる仕組みです。これにより、知的財産を活用して得た収益に対して実質的に税金が軽減されます。

この制度では、事前の承認や公的な認定は不要で、対象となる所得があれば中小企業でも利用が可能です。ただし、適用には詳細な条件があり、計算方法も複雑なため、導入を検討する際は税理士など専門家の確認が必要です。

政府はこの制度を通じて、研究開発から知的財産の活用まで一貫して支援し、日本企業のイノベーションを税制面から後押しすることを目指しています。

